

■制度が生まれた背景は

福祉サービス利用援助事業は、平成11年11月からスタートしました。その背景としてそれまで行政の「措置」によって福祉サービスを利用する形であったたつたものが、個人の自己決定を尊重する観点から自らが福祉サービスを



安心して暮らしていけるためのサービスをもち増やすことが必要です。(写真はデイケアの送迎時の支援をするヘルパー)

選択し、サービス提供者との「契約」によって利用する制度に見直されたことにあります。その最たるものが介護保険制度です。

しかし、判断能力が十分でない方については、自分でサービスを選択したり、利用することが困難なため、福祉サービスを利用する際の支援が課題となっていました。

こうした背景の中、各種福祉サービスの利用、日常的な金銭管理等を援助する制度導入の必要性が高まり、福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)が実施されることになりました。

まだまだ少ない利用者

宍粟市では、現在4名の方がこの制度を利用されています。

制度上、利用者の支援をする人が必要で、この人を「生活支援員」と呼んでいます。この支援員は、社協の契約職員として雇用契約をし、利用者に代わってさまざま

な支援を行います。

県内のこの制度の利用者は、現在483名。滋賀県の高島市(人口5万人)では105名もあり、いかに、県内や宍粟市での利用が少ないかがわかります。宍粟市でもこの制度の利用対象者でありながら、利用されていない方がたくさんあると考えられます。

利用促進のために専任職員を配置

高齢化する地域の中で、安心して住み続けられるための支援策としてこの制度があるわけですが、制度の実施主体が社協であることから、社協としてこの制度の利用促進は急務です。

そこで宍粟市社協では、今年度、兵庫県社協から、宍粟市と佐用町をエリアとする「基幹的社協」の業務を受託し、「支援専門員」(非常勤職員)を本部に配置し、利用申込者の最初の面接や相談、契約までの事務調整などを行っていきます。

これからの宍粟市に必要なこと

福祉サービス利用援助事業はあくまで契約能力がある方を対象としています。契約能力が無い、あるいは無くなった場合は、成年後見制度への移行を進める必要があります。宍粟市でも今後、こうしたケースが増えてくることが予想されます。

これらの問題を少しでも解決し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、宍粟市社協では、福祉サービス利用援助事業だけでなく、成年後見制度との包括的、一体的な支援のあり方について検討を始めています。

家族や地域から孤立し、支援が得られない、また、自己決定が出来ない高齢の方や障がいのある方を地域で支えるしくみづくりが、これからの宍粟市にとって必要で、それは、宍粟市の地域福祉の発展のために、なくてはならないものであると言えます。